茨城キリスト教大学内部質保証方針2026別表

評価基準　※日本高等教育評価機構「令和9年度大学機関別認証評価受審の手引き」より抜粋						本学の方針			
基準と趣旨		基準項目と評価の視点・自己判定の留意点		エビデンス	判断例	評価実務の責任者	改善実務の責任者	主たる評価対象と観点 ※設定可能な場合は評価指標とその目標値	
基準1　使命・目的	大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とした機関です。とりわけ、専門職大学は、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的としています。大学は、使命・目的を明確に定めるとともに、教育研究上の目的を学則などにおいて明確に定める必要があります。また、それらを、①ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）②カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）③アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）に反映するとともに、使命・目的に整合した教育研究組織を構築し、計画的に使命・目的及び教育研究上の目的を達成していくことが求められます。	**基準1－1　使命・目的及び教育研究上の目的の反映**	①　学内外への周知	A　使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。	**全基準項目関連のエビデンス** □ エビデンス集（データ編） □ エビデンス集（資料編）基礎資料 ※以下、全項目必須につき略（項目は末尾に記載） **指定するエビデンス資料** □ 大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分のURL □ 使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則	□ 研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（1-1-①-A） □ 学部又は学科ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（1-1-①-A） □ 事業に関する中期的な計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（1-1-②-A）	**副学長**（内部質保証会議におく方針検討・実施委員会委員長、以下同じ）	**副学長**	○我らが学園の教育理念（周知しているか） ○スクールモットー（同上）
		②　中期的な計画への反映	A　使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。			**副学長**	**副学長**	○中期経営計画（上記の使命・目的を反映しているか）	
		③　三つのポリシーへの反映	A　使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。			**副学長**	**副学長**	○学位授与方針（上記の使命・目的を反映しているか） ○教育課程方針（同上） ○入学者受け入れ方針（同上）	
		④　教育研究組織の構成との整合性	A　使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。			**副学長**	**学長**	○組織図（上記の使命・目的を反映しているか） ○学則（同上）	
		⑤　変化への対応	A　社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。			**副学長**	**学長**	○文学研究科教育学専攻を廃止した理由（が上記の使命・目的の再検証から生じたものであったか） ○生活科学研究科心理学専攻を設置した理由（同上） ○文学研究科英語英米文学専攻の名称を変更した理由（同上） ○未来教養学環を設置した理由（同上） ○その他、近年の改組をはじめとする社会情勢への対応事例（同上）	
基準2　内部質保証	評価機構の評価における内部質保証とは、大学が自己点検・評価を行い、その結果と認証評価などの外部質保証の結果をもとにした継続的な自己改善により、教育研究及び中期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証することです。自主性・自律性を重視する大学の本質に照らし、大学の質保証は、基本的に大学の責任で行うことが求められます。評価機構では、内部質保証を重点評価項目として位置付けています。 内部質保証を効果的に実施していく上で、恒常的な組織体制を整備するとともに、その責任体制が明確になっていることが必要です。また、内部質保証は、学部・学科や研究科による三つのポリシーを起点とする教育と研究の質保証と中期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方にわたって実施されるとともに、改革・改善のための営みとして行われることも大切です。 加えて、学生や学外関係者（保護者、高校、地方公共団体、民間企業など）の意見・要望を踏まえ、大学全体の改善につなげる仕組みとして内部質保証を機能させていくことも重要です。	**基準2－1　内部質保証の組織体制**	①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	A　内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。	**指定するエビデンス資料** □ 内部質保証に関する全学的な方針 □ 内部質保証のための組織図 □ 内部質保証に責任を持つ会議体の規則	□ 内部質保証に関する全学的な方針が定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（2-1-①-A） □ 内部質保証の組織や責任体制が全く構築されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（2-1-①-C） □ 内部質保証の組織や責任体制などに問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（2-1-①-C）	**副学長**	**副学長**	○内部質保証の方針（明示しているか） ○内部質保証の体制を示した図（同上）
			B　内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。			**副学長**	**副学長**	○内部質保証に関する規程（恒常的な組織体制を整備しているか） ○内部質保証の体制を示した図（が上記規程に基づくものか）	
			C　内部質保証のための責任体制が明確になっているか。			**副学長**	**副学長**	○内部質保証に関する規程（責任体制が明確になっているか） ○内部質保証方針別表（実務レベルでの責任所管も定めているか）	
	基準2－2　内部質保証のための自己点検・評価	①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	A　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。	**指定するエビデンス資料** □ 自己点検・評価に関する規則 □ 直近の自己点検・評価の報告書 □ 自己点検・評価を担当する会議体の議事録 □ 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書 □ IRなどを検討する会議体の規則	□ 大学が自己点検・評価を実施していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（2-2-①-A） □ 自己点検・評価の実施方法や体制に重大な問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（2-2-①-B） 自己点検・評価の報告書がホームページで公開されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（2-2-①-C）	**副学長**	**副学長**	○内部質保証に関する規程（自己点検・評価のやり方に言及しているか）	
			B　エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施しているか。			**副学長**	**副学長**	○内部質保証方針別表（評価対象はエビデンスについて事前に言及・想定しているか） ○自己点検・評価報告書の毎年度発行（毎年度実施し公表しているか）	
			C　自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。			**副学長**	**副学長**	○自己点検・評価報告書の公表（学内で共有しているか） ○内部質保証会議での共有（同上） ○教授会での共有（同上） ○FD/SD活動時における共有（同上）	
		②　IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析	A　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。			**副学長**	**副学長**	○庶務課のIR機能（十分か） ○企画調査室のIR機能（同上） ○DX推進室のIR機能（同上） ○各組織のIR機能（学生生活調査、卒業時アンケート調査、授業改善アンケート調査、PROG、卒業生アンケート（卒業生を対象とする調査）、企業アンケート（卒業生を受け入れた企業に対する調査）、等々はどんな体制で実施されているか） ○方針検討・実施委員会のIR統括体制（同上）	

評価基準　※日本高等教育評価機構「令和9年度大学機関別認証評価受審の手引き」より抜粋					本学の方針		
基準と趣旨	基準項目と評価の視点・自己判定の留意点		エビデンス	判断例	評価実務の責任者	改善実務の責任者	主たる評価対象と観点 ※設定可能な場合は評価指標とその目標値
基準2−3　内部質保証の機能性	①　学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用	A　アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。	**指定するエビデンス資料** □ 学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など □ 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 □ 学外関係者の意見・要望をくみ上げる仕組みを示す図など □ 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 □ 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 □ 自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 □ 自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に表・説明したことを示す文書など	□ 内部質保証システムが全く機能していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（2-3-③-B） □ 自己点検・評価結果が大学の運営に反映されていない場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（2-3-③-B） □ 事業計画及び事業に関する中期的な計画の内容について、直近の認証評価の結果が全く踏まえられていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（2-3-③-B） □ 「基準1」、「基準3」から「基準6」において、公表する「改善を要する点」があり、その指摘が内部質保証システムの機能性に起因する場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（2-3-③-B）	学務部長 ※各種所管委員会と連絡しながら評価にあたる。以下同じ。	学務部長 ※各種所管委員会と連絡しながら改善を主導する。以下同じ。	○茨城キリスト教大学学生委員会規程（整備しているか） ○茨城キリスト教大学教育課程規程（同上） ○教務委員会や学生委員会の資料、議事録（同上）
		B　学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。			学務部長	学務部長	○学生生活調査（学生の意見・要望を把握しているか） ○卒業時アンケート調査（同上） ○教務委員会や学生委員会の資料、議事録（改善・向上に反映しているか）
	②　学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用	A　学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。			副学長	副学長	○評議員会での状況説明や意見収集を示す議事録（改善・向上に活かす努力をしているか） ○保護者懇談会で自己点検・評価の結果説明をした上で募った評価と意見聴取の結果をまとめた資料（同上） ○日立市との連絡協議会における状況説明や意見収集の議事録（同上）
	③　内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性	A　三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。			現代英語学科主任 ↓ 文学部長	現代英語学科主任 ↓ 文学部長	【全学科・専攻共通指標】 ※印は集計担当組織（方針検討・実施委員会で取りまとめ後、内部質保証会議で共有→各学部・学環・学科・研究科・専攻等の教育組織で成果・課題・改善策を分析・記述） ○アドミッション・ポリシー（2026年6月公表分） ※教育課程評議会・入試広報委員会／部 ○ディプロマ・ポリシー（2026年度履修要覧掲載分） ※教育課程評議会・教務委員会・学務部 ○カリキュラム・ポリシー（2026年度履修要覧掲載分） ※教育課程評議会・教務委員会・学務部 ○収容定員充足率（2027/5/1現在） ※学務部 ○退学者数（2026年度分） ※学務部 ○授業改善アンケート結果（2026年度前期分・後期分） ※学務部担当職員（学部長・学環長に対する報告用データ）（学部長・学環長は自由記述も含めて成果・課題・改善策を整理） ※授業改善委員会「授業改善報告書」 ○PROG（2025年度3年次生分、2026年度1年次生分） ※キャリア支援センター ○就職率・進学実績（2026年度卒業生分） ※キャリア支援センター ○各種免許・資格取得状況（2026年度卒業生分） ※キャリア支援センター ○卒業時アンケート（2026年度卒業生分） ※学務部 ○卒業生アンケート（2026年度前期調査分） ※キャリア支援センター ○教育課程（カリキュラム）に対する４年次生の意見（2026年度分 ＝ 2027年1～3月実施分） ※各学科・専攻で有志４年次生に対してヒアリングを実施
					文化交流学科主任 ↓ 文学部長	文化交流学科主任 ↓ 文学部長	
					児童教育学科主任 ↓ 文学部長	児童教育学科主任 ↓ 文学部長	
					心理福祉学科主任 ↓ 生活科学部長	心理福祉学科主任 ↓ 生活科学部長	
					食物健康科学科主任 ↓ 生活科学部長	食物健康科学科主任 ↓ 生活科学部長	
					看護学科主任 ↓ 看護学部長	看護学科主任 ↓ 看護学部長	
					経営学科主任 ↓ 経営学部長	経営学科主任 ↓ 経営学部長	
					未来教養学環長	未来教養学環長	
					英語コミュニケーション専攻運営委員 ↓ 文学研究科長	英語コミュニケーション専攻運営委員 ↓ 文学研究科長	
					食物科学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	食物科学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	
					心理学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	心理学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	
					看護学専攻運営委員 ↓ 看護学研究科長	看護学専攻運営委員 ↓ 看護学研究科長	

評価基準　※日本高等教育評価機構「令和9年度大学機関別認証評価受審の手引き」より抜粋							本学の方針		
基準と趣旨		基準項目と評価の視点・自己判定の留意点			エビデンス	判断例	評価実務の責任者	改善実務の責任者	主たる評価対象と観点 ※設定可能な場合は評価指標とその目標値
				B　自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。			副学長	副学長	○中期経営計画のアクション・プラン履行状況（各組織がアクション・プラン＝課題改善策として掲げた内容を着実に履行しているか＝内部質保証が機能しているか）
				C　自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。			副学長	副学長	○自己点検・評価報告書の公表（学内共有だけでなく社会に積極的に公表・説明しているか） ○【再掲】評議員会での状況説明や意見収集を示す議事録（学生や学外関係者の理解・支持を得るよう努力しているか） ○【再掲】保護者懇談会で自己点検・評価の結果説明をした上で募った評価と意見聴取の結果をまとめた資料（同上） ○【再掲】日立市との連絡協議会における状況説明や意見収集の議事録（同上） ○【再掲】有志４年次生から教育課程について意見聴取した記録資料（同上）
基準３　学生	教育機関としての大学は、その使命・目的を達成するために必要な規模の学生を受入れ、その成長を促進し、社会で活躍できるための専門的知識・能力を授けることが求められます。本基準は、そのことを達成するための組織的環境を「学生」の観点から確認するものです。 大学が学生を受入れるに当たっては、教育研究上の目的に基づいたアドミッション・ポリシーを策定し、それに基づく入学者選抜を適正に行うことが必要です。そして、大学は、入学後に学生が成長できるために必要な学修環境を整備し、学生生活の安定を図り、組織的な学修支援に取組むとともに、社会的・職業的な自立のための指導を通じて、自らのキャリアを形成していくことができる力を備えた学生の育成に努めなければなりません。	基準３－１　学生の受け入れ	①　**アドミッション・ポリシーの策定と周知**	A　アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。	**指定するエビデンス資料** □ アドミッション・ポリシーを示す部分のURL □ アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則 □ 入試方法の検討と検証を行う会議体の規則	□ 学科の収容定員超過について、1.3倍以上の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（3-1-③-A） □ 学科の収容定員充足率が0.7倍未満の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（3-1-③-A） □ 学年進行中の学科の在籍学生数（通信制の学科を除く。）について、年次ごとの入学定員の合計の0.5倍未満の場合は、学科ごとの状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（3-1-③-A） □ 学年進行中の学科の在籍学生数について、年次ごとの入学定員の合計の1.3倍を大幅に超えており、指導に支障を来すと認められる場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（3-1-③-A） □ 大学院について、収容定員を著しく超過しており、指導に支障を来すと認められる場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（3-1-③-A）	**入試広報部長** ※入試広報委員会と連絡しながら評価にあたる。以下同じ。	**入試広報部長** ※入試広報委員会と連絡しながら改善を主導する。以下同じ。	○アドミッション・ポリシー（定めて周知しているか）
			②　**アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**	A　アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。			**入試広報部長**	**入試広報部長**	○学生募集要項（APに沿った入試制度を整備しているか）
				B　入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。			**入試広報部長**	**入試広報部長**	○学生募集要項（整備した通りに実施し、事後の検証を行っているか） ○入試広報委員会議事録（同上）
			③　**入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**	A　入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。			**入試広報部長**	**入試広報部長**	○収容定員・入学定員・入試合格者数・入学者数（在籍学生を適切に確保しているか）
		基準３－２　学修支援	①　**教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備**	A　教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。	**指定するエビデンス資料** □ 学修支援に関する方針・計画 □ 学修支援に関する会議体の規則 □ TA、SAなどに関する規則 □ オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書 □ 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況 □ 退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		**学務部長**	**学務部長**	○学生支援方針（整備・運営しているか） ○茨城キリスト教大学学生委員会規程（同上） ○茨城キリスト教大学ティーチング・アシスタント規程（同上） ○キャンパスライフ（周知しているか）
			②　**TA（Teaching Assistant）の活用をはじめとする学修支援の充実**	A　学修支援のために、TAやSA（Student Assistant）などを適切に活用しているか。			**現代英語学科主任** ↓ **文学部長** **文化交流学科主任** ↓ **文学部長**	**現代英語学科主任** ↓ **文学部長** **文化交流学科主任** ↓ **文学部長**	○TA・SAの活用状況と有効事例（学修支援の充実に役立っているか） ○その他の学科独自の学修支援事例（同上） ※各学科等では有効事例または課題・改善策（TA・SAが必要な状況であるにもかかわらず活用実績がない、実績はあるが効果性が低い、など）がある場合に、方針検討・実施委員会に報告。同委員会がとりまとめて報告書に記載。

評価基準　※日本高等教育評価機構「令和9年度大学機関別認証評価受審の手引き」より抜粋					本学の方針		
基準と趣旨	基準項目と評価の視点・自己判定の留意点		エビデンス	判断例	評価実務の責任者	改善実務の責任者	主たる評価対象と観点 ※設定可能な場合は評価指標とその目標値
					児童教育学科主任 ↓ 文学部長	児童教育学科主任 ↓ 文学部長	
					心理福祉学科主任 ↓ 生活科学部長	心理福祉学科主任 ↓ 生活科学部長	
					食物健康科学科主任 ↓ 生活科学部長	食物健康科学科主任 ↓ 生活科学部長	
					看護学科主任 ↓ 看護学部長	看護学科主任 ↓ 看護学部長	
					経営学科主任 ↓ 経営学部長	経営学科主任 ↓ 経営学部長	
					未来教養学環長	未来教養学環長	
					英語コミュニケーション専攻運営委員 ↓ 文学研究科長	英語コミュニケーション専攻運営委員 ↓ 文学研究科長	
					食物科学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	食物科学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	
					心理学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	心理学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	
					看護学専攻運営委員 ↓ 看護学研究科長	看護学専攻運営委員 ↓ 看護学研究科長	
		B　オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。			学務部長	学務部長	○オフィスアワーの設定割合（設定できている教員の割合）（目標値：100%）と活用状況（教員報告用Formsで収集した活用事例・活用実感など）
		C　障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。			学務部長	学務部長	○茨城キリスト教大学障がいのある学生を支援するための規程 ○合理的な配慮の要望件数、対応件数、対応割合、配慮不可事例等
		D　中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。			学務部長	学務部長	○各学科等別中退率集計→各学科等へのデータ提供（→基準2-3-③：各学科等での中退要因把握と改善策）→教務委員会・学生委員会での共有と委員会レベルでの対応策検討
基準3－3　キャリ	①　教育課程におけるキャリア教育の実施	A　キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。	指定するエビデンス資料 □ キャリア支援に関する方針・計画 □ キャリア支援に関する授業科目名一覧 □ キャリア支援に関する会議体の規則 □ 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		キャリア支援センター長 ※キャリア支援センター運営委員会、教職支援センター、公務員試験対策室と連携しながら評価にあたる。以下同じ。	キャリア支援センター長 ※キャリア支援センター運営委員会、教職支援センター、公務員試験対策室と連携しながら改善を主導する。以下同じ。	○キャリア支援に関する授業一覧（キャリア支援センター担当） ○ＥＱ検査結果

評価基準　※日本高等教育評価機構「令和9年度大学機関別認証評価受審の手引き」より抜粋						本学の方針			
基準と趣旨	基準項目と評価の視点・自己判定の留意点			エビデンス	判断例	評価実務の責任者	改善実務の責任者	主たる評価対象と観点 ※設定可能な場合は評価指標とその目標値	
	ア支援	② キャリア支援体制の整備	A 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。			キャリア支援センター長	キャリア支援センター長	○茨城キリスト教大学キャリア支援方針 ○茨城キリスト教大学キャリア支援センター規程	
	基準3－4 学生サービス	① 学生生活の安定のための支援	A 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。	指定するエビデンス資料 □ 学生生活支援に関する方針・計画 □ 学生生活支援に関する会議体の規則 □ 学生の課外活動の支援に関する規則 □ 奨学金に関する規則	□ 学生相談室、保健室などが設置されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（3-4-①-B）	学務部長	学務部長	○学生支援方針 ○茨城キリスト教大学学生委員会規程 ○茨城キリスト教大学学生団体企画奨励金規程 ○茨城キリスト教大学における修学支援に関する規程 ○茨城キリスト教大学奨学金規程	
			B 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。		□ 学生相談室、保健室などの運営や人員の配置に問題がある場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（3-4-①-B）	学務部長（学生の健康相談・生活相談・学生サービスや厚生補導） カウンセリング子育て支援センター長（学生の心的支援）	学務部長（学生の健康相談・生活相談・学生サービスや厚生補導） カウンセリング子育て支援センター長（学生の心的支援）	○学生支援方針	
			C 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。			学務部長	学務部長	○茨城キリスト教大学における修学支援に関する規程 ○茨城キリスト教大学授業料減免規程 ○修学支援委員会資料	
	基準3－5 学修環境の整備	① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営	A 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。	指定するエビデンス資料 □ 施設・設備の管理に関する規則 □ ICT環境について学生に周知したことを示す文書 □ 図書館に関する規則 □ 図書館利用案内 □ 建物の耐震化率を示す文書		庶務課長 ・法人本部管財課長等と連携しながら評価にあたる。	庶務課長 ・法人本部管財課長または副学長等に改善を発議する。	○施設・設備の定期点検実施状況 ○施設・設備の修繕・更新状況 ○施設整備費補助金等を活用した教育研究環境整備の状況 ○施設・設備に関する要望及び整備計画の共有状況	
			B 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。			庶務課長 ・学務部長と連携しながら評価にあたる。	庶務課長 ・学務部長または副学長等に改善を発議する。	○学生生活アンケートの結果 ○学生生活アンケート等における施設・設備に関する意見 ○学生の意見を踏まえた施設・設備の改善実績 ○学生の意見の共有及び対応状況 ○改善結果の周知及び効果検証の状況	
			C ICT環境を適切に整備しているか。			庶務課長 ・学務部長、情報センター長、DX推進室職員と連携しながら評価にあたる。	庶務課長 ・学務部長、情報センター長、DX推進室職員に改善を発議する。	○学内ネットワーク及び無線LAN環境の整備状況 ○教育研究活動を支える情報システム及びICT機器の整備状況 ○ICT環境の利用方法及び情報倫理に関する学生への周知状況 ○ICT環境に関する学生の意見、利用状況及び改善状況	
		② 図書館の有効活用	A 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。以上の評価に関しては、次のKPIに基づく評			図書館長 ・図書館運営委員会と連携しながら評価にあたる。	図書館長 ・図書館運営委員会と連携しながら改善を主導する。	○図書館利用者アンケートの結果資料（図書館の有効活用はできているか） ○図書館年間利用統計（来館者数、貸出冊数：十分な学術情報資料の提供はできているか、ラーニングコモンズ利用者数：利用できる環境を整備しているか）	
		③ 施設・設備の安全性・利便性	A 施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。			庶務課長 ・学務部長と連携しながら評価にあたる。	庶務課長 ・学務部長または副学長等に改善を発議する。	○障がいのある学生等への施設面での対応状況 ○バリアフリー環境の整備状況 ○学生生活アンケート等における安全性・利便性に関する意見 ○施設の安全性及び利便性向上のための改善実績	
			B 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。			庶務課長 ・法人本部管財課と連携しながら評価にあたる。	庶務課長 ・法人本部管財課または副学長等に改善を発議する。	○建物の耐震化状況 ○消防用設備及び受変電設備等の法定点検実施状況 ○点検結果に基づく修繕・更新状況 ○施設・設備の安全管理及び計画的更新の状況	
基準4 教育課程	大学の機能の中核である学修の柱となるのは教育課程です。大学は、その使命・目的を踏まえて、学部・学科・研究科などごとの教育研究上の目的を明確に定めるとともに、これを達成するための方策として、三つのポリシーを定めることが必要になります。その上で、単位授与や卒業・修了の認定基準を定めて、これを厳正に運用するとともに、教育課程の編成と実施に反映させる必要があります。また、教授方法の工夫や学修成果の把握・評価結果のフィードバックを通じて、大学の教育を可視化し、外部からの評価を受けながら、更な	基準4－1 単位認定、卒業認定、	① ディプロマ・ポリシーの策定と周知	A ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。	指定するエビデンス資料 □ ディプロマ・ポリシーを示す部分のURL □ ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則 □ 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など □ 学位規則、学位審査基準 □ 進級・卒業・単位認定に関する規則 □ 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則	□ 研究科において、学位論文に係る評価に当たっての基準が設定及び公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（4-1-②-A）	副学長	副学長	○ディプロマ・ポリシーの公表状況（周知しているか）
		② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用	A ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。			現代英語学科主任 ↓ 文学部長 文化交流学科主任 ↓ 文学部長	現代英語学科主任 ↓ 文学部長 文化交流学科主任 ↓ 文学部長	○ディプロマ・ポリシーにおける単位認定基準（適切に定め、周知し、厳正に適用しているか） ○ディプロマ・ポリシーにおける進級基準（同上）	

評価基準　※日本高等教育評価機構「令和9年度大学機関別認証評価受審の手引き」より抜粋						本学の方針		
基準と趣旨	基準項目と評価の視点・自己判定の留意点			エビデンス	判断例	評価実務の責任者	改善実務の責任者	主たる評価対象と観点 ※設定可能な場合は評価指標とその目標値
る教育課程、教育内容・方法及び学修指導などの改善を不断に図っていくことが、教育の質を高めるために不可欠なことです。	修了認定		B　ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。			学務部長	学務部長	○ディプロマ・ポリシーにおける卒業認定基準（適切に定め、周知し、厳正に適用しているか） ○ディプロマ・ポリシーにおける修了認定基準（同上）
	基準4－2　教育課程及び教授方法	①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知	A　カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。	指定するエビデンス資料 □ カリキュラム・ポリシーを示す部分のURL □ カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則 □ 学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など □ 教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツ □ リーなど □ 履修に関する規則 □ 教育課程を検討する会議体の規則 シラバス作成に関して教員に周知し □ たことを示す文書 教養教育を検討する会議体の規則	□ シラバスが作成されていない科目がある場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（4-2-③-B） □ 1年間に履修登録できる上限が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（4-2-③-C） □ 教養教育の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（4-2-④-A）	副学長	副学長	○カリキュラム・ポリシー（周知しているか）
		②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	A　カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。			副学長	副学長	○カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー（一貫性を確保しているか）
		③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	A　カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。			現代英語学科主任 ↓ 文学部長	現代英語学科主任 ↓ 文学部長	○カリキュラム・ポリシーと教育課程（ポリシーに沿った体系的な編成になっているか）
						文化交流学科主任 ↓ 文学部長	文化交流学科主任 ↓ 文学部長	
						児童教育学科主任 ↓ 文学部長	児童教育学科主任 ↓ 文学部長	
						児童教育学科主任 ↓ 文学部長	児童教育学科主任 ↓ 文学部長	
						心理福祉学科主任 ↓ 生活科学部長	心理福祉学科主任 ↓ 生活科学部長	
						食物健康科学科主任 ↓ 生活科学部長	食物健康科学科主任 ↓ 生活科学部長	
						看護学科主任 ↓ 看護学部長	看護学科主任 ↓ 看護学部長	
						経営学科主任 ↓ 経営学部長	経営学科主任 ↓ 経営学部長	
						未来教養学環長	未来教養学環長	
						英語コミュニケーション専攻運営委員 ↓ 文学研究科長	英語コミュニケーション専攻運営委員 ↓ 文学研究科長	
						食物科学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	食物科学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	
						心理学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	心理学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	
						看護学専攻運営委員 ↓ 看護学研究科長	看護学専攻運営委員 ↓ 看護学研究科長	

評価基準　※日本高等教育評価機構「令和9年度大学機関別認証評価受審の手引き」より抜粋					本学の方針		
基準と趣旨	基準項目と評価の視点・自己判定の留意点		エビデンス	判断例	評価実務の責任者	改善実務の責任者	主たる評価対象と観点 ※設定可能な場合は評価指標とその目標値
					心理福祉学科主任 ↓ 生活科学部長	心理福祉学科主任 ↓ 生活科学部長	
					食物健康科学科主任 ↓ 生活科学部長	食物健康科学科主任 ↓ 生活科学部長	
					看護学科主任 ↓ 看護学部長	看護学科主任 ↓ 看護学部長	
					経営学科主任 ↓ 経営学部長	経営学科主任 ↓ 経営学部長	
					未来教養学環長	未来教養学環長	
					英語コミュニケーション専攻運営委員 ↓ 文学研究科長	英語コミュニケーション専攻運営委員 ↓ 文学研究科長	
					食物科学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	食物科学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	
					心理学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	心理学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	
					看護学専攻運営委員 ↓ 看護学研究科長	看護学専攻運営委員 ↓ 看護学研究科長	
		B　シラバスを適切に整備しているか。			学務部長	学務部長	◯シラバス（適切に整備しているか） ◯教員に対するシラバス執筆依頼文書
		C　履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。			学務部長	学務部長	◯履修登録単位数上限設定＝CAP制度（単位制度の実質を保つために有効か） ◯シラバス様式の予習・復習欄（同上） ◯予習・復習時間調査結果（同上）
	④　教養教育の実施	A　教養教育を適切に実施しているか。			未来教養学環長 ・学環会議と連携しながら評価にあたる。	未来教養学環長 ・学環会議と連携しながら改善を主導する。	◯学則（教養教育を明記しているか） ◯教育課程規程（全学教養課程の編成・運用・評価・改善の方法を明記しているか） ◯各学科等の卒業要件に占める全学教養課程の最低履修登録単位数 ◯全学教養科目の兼任講師担当比率
	⑤　教授方法の工夫と効果的な実施	A　アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。			授業改善委員長	授業改善委員長	◯シラバス様式におけるアクティブ・ラーニング要素表（教授方法を工夫しているか） ◯授業改善アンケート等に基づく、学生の学修成果への自己認識（教授方法を通じた学び・成長を学生がどう認識しているか） ◯教育用ICT機器の整備状況（選択し得る教授方法の幅が確保できているか）
		B　授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。			学務部長	学務部長	◯クラスサイズ統計分析（教育効果を十分あげられるような人数となっているか）

評価基準　※日本高等教育評価機構「令和9年度大学機関別認証評価受審の手引き」より抜粋						本学の方針		
基準と趣旨	基準項目と評価の視点・自己判定の留意点			エビデンス	判断例	評価実務の責任者	改善実務の責任者	主たる評価対象と観点 ※設定可能な場合は評価指標とその目標値
基準4－3　学習成果の把握・評価	①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用	A	三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。	**指定するエビデンス資料** □ 大学が求める学修成果を示す文書など 大学が求める学修成果の内容を学生 □ に説明する文書など □ 学修成果の把握・評価の方針 学修成果の把握・評価の方法などに □ ついて検討する会議体の規則 学修成果の把握・評価のために実施 □ した調査と分析の結果 学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録	□ 学修成果が全く定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（4-3-①-A） □ 学修成果の把握・評価が実施されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（4-3-①-B） □ 学修成果の把握・評価の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（4-3-①-B）	**副学長**	**副学長**	○ディプロマ・ポリシーと五つの力（学修成果を明示しているか） ○学生の皆さんへ：本学が求める学修成果 - ディプロマ・ポリシー -
		B	学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。			**授業改善委員長** 授業改善委員会および関係各部署と連携しながら評価にあたる。以下、同じ。	**授業改善委員長** 授業改善委員会および関係各部署と連携しながら改善を主導、または副学長等に発議する。以下、同じ。	○授業改善アンケート（授業改善委員会）：在学中の授業を通じた学修成果に対する学生の主観的認識を把握する。 ○学生生活調査（学務部）：在学中の授業という枠を越えた学修成果に関連する状況を把握する。 ○PROG（キャリア支援センター）：DPに関連する能力を含め、PROGが測定する範囲について、学生の測定時点における客観的な能力の測定結果を把握する。 ○GPA分析・学籍異動状況（企画調査室）：成績評価の結果を集約したGPAから、学修の達成状況に関する情報を把握する。また、在学を継続している学生の成績だけでは捉えられない教育上の課題を検討するため、休学・退学等の状況も把握する。 ○卒業時アンケート（学務部）：卒業時点における学修成果に対する学生の主観的認識を把握する。 ○卒業生アンケート（キャリア支援センター）：大学で得た学修成果に対する卒業後の主観的認識を把握する。 ○企業アンケート（キャリア支援センター）：学修成果に関する、就職先企業という第三者視点の評価を把握する。 ○授業改善報告書（授業改善委員会）：上記の基礎資料を、それぞれの性質と限界を踏まえて組み合わせ、DP及び専門能力の育成に関する教育の成果と課題を評価する。その判断の根拠と改善に向けた検討事項を示し、各学部・学科・学環による改善判断及び執行部による確認につなげる。
	②　教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック	A	学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。			**授業改善委員長**	**授業改善委員長**	○授業改善報告書（各学部・学科・学環及び執行部が、教育内容・方法及び学修指導の改善判断に有用な情報を、フィードバックとして閲覧し、利用できる環境が整っているか）
基準5　教員・職員 教員と職員は、言うまでもなく大学の活動を支える中核的存在であり、組織の整備と個人の職能開発の両面での取組みが求められます。組織の整備については、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境を整え、責任と役割を明確にしたうえで権限を適切に分散し、教員と職員をそれぞれに適材適所で配置してこれを十全に機能させる必要があります。個人の職能開発については、教育内容・方法などの改善のためFD（Faculty Development）や大学運営に必要な資質・能力の向上のための SD（ Staff Development）を通じて効果的に行うことが、大学の諸活動の成果を高める支えになります。 教員の仕事と職員の仕事とを原理的に分けて考えず「教職協働」を図ることで、効果的に大学を運営することも、今日ではますます重要になっています。また、教員の研究活動を適切に支援することも、教育と研究を主な役割とする大学にとっては不可欠なことです。	基準5－1　教育研究活動のための管理運営の機能性 ①　学長の適切なリーダーシップの確立・発揮	A	学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。	**指定するエビデンス資料** □ 大学の意思決定に関する組織図 □ 大学の意思決定に関する会議体の規則 □ 学長の職務権限に関する規則 □ 教授会に関する規則 □ 教授会の開催日時・議題一覧 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められている □ ことを示す文書 □ 事務局組織図 □ 事務分掌に関する規則 職員採用・昇任の方針・規則	□ 教授会が規則どおり運営されていない場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（5-1-②-B）	**副学長**	**副学長**	○学長のリーダーシップが発揮される組織体制となっていることを示す「大学の意思決定に関する説明図」および根拠規程
	②　権限の適切な分散と責任の明確化	A	大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。			**副学長**	**副学長**	○大学全体の意思決定における権限と責任が明確であることを示す説明図（上記図と統合）および根拠規程
		B	教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。			**副学長**	**副学長**	○教授会の位置付けと役割が明確であることを示す説明図（上記図と統合）および根拠規程
	③　職員の配置と役割の明確化	A	教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。			**事務長** 学長会議および関係各部署と連携しながら評価にあたる。以下、同じ。	**事務長** 学長会議および関係各部署と連携しながら改善を主導、または事務局長や副学長等に発議する。以下、同じ。	○茨城キリスト教大学教育職員任用規程 ○茨城キリスト教大学人事委員会規程 ○茨城キリスト教大学基幹教員の職務および資格に関する規程
		B	職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。			**事務長**	**事務長**	○茨城キリスト教学園事務職員任用規程 ○学園事務組織図
	基準5－2 ①　教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置	A	設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。	**指定するエビデンス資料** □ 教員の採用・昇任の方針・規則 □ 教員人事に関する会議体の規則	□ 大学設置基準で定める必要教員数を下回っている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（5-2-①-A） □ 大学設置基準で定める教授	**事務長**	**事務長**	○茨城キリスト教大学人事委員会規程

評価基準　※日本高等教育評価機構「令和9年度大学機関別認証評価受審の手引き」より抜粋						本学の方針		
基準と趣旨	基準項目と評価の視点・自己判定の留意点			エビデンス	判断例	評価実務の責任者	改善実務の責任者	主たる評価対象と観点 ※設定可能な場合は評価指標とその目標値
	教員の配置		B　教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。		数を下回っている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（5-2-①-A） ☐ 大学院設置基準で定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を下回っている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（5-2-①-A）	副学長	副学長	○教員の採用方針・承認方針を示した規則（定めているか） ○第３種基幹教員の第１種基幹教員への任用替基準（適切に運用しているか） ○第１種基幹教員の昇任基準（同上）
	基準5－3　教員・職員の研修・職能開発	①　FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施	A　教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。	指定するエビデンス資料 ☐ FD の方針・計画 ☐ FD の実施報告書 ☐ SD の方針・計画 ☐ SD の実施報告書	☐ FD の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（5-3-①-A）	授業改善委員長	授業改善委員長	○授業改善報告書（教育上の課題を把握し、全学FD及び各部局のFD・SDを組織的・計画的に実施するための基礎となっているか） ○FD報告書（把握した課題に対してFDが組織的・計画的に実施され、課題と実施内容の関係及び実施結果を確認できるか）
		②　SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み	A　職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。			事務長	事務長	○事務職員SDの方針や計画、実施報告のまとめ（組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか）
	基準5－4　研究支援	①　研究環境の整備と適切な管理運営	A　快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。	指定するエビデンス資料 ☐ 研究環境に関する調査の結果 ☐ 研究環境整備の方針・計画 ☐ 研究倫理に関する規則 ☐ 研究費の適正利用に関するマニュアル ☐ 研究活動への資源配分に関する規則 研究活動に対する RA など人的支援 ☐ に関する規則 科研費などの申請のために必要な情 ☐ 報を学内に周知したことを示す文書 外部資金応募・獲得の実績一覧		学術研究センター長 学術研究センター運営委員会その他の関係委員会と連携しながら評価にあたる。以下、同じ。	学術研究センター長 学術研究センター運営委員会その他の関係委員会と連絡しながら改善を主導、または副学長等に発議する。以下、同じ。	以下は、「快適な研究環境を整備し、有効に活用」した場合の成果指標として設定する。 ○科研費申請数＝チャレンジを評価 ○科研費獲得数＝量の評価 ○科研費獲得額＝質の評価 ○論文投稿数＝チャレンジの評価 ○論文採択数＝量の評価 ○査読論文の採択数等＝質の評価
		②　研究倫理の確立と厳正な運用	A　研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。			学術研究センター長および研究倫理委員長	学術研究センター長	○研究倫理の規則（整備しているか） ○倫理審査申請数（現況を把握できているか） ○研究倫理講習会参加率（厳正に運用しているか） ○研究倫理講習eL CoRE履修率（同上）
		③　研究活動への資源の配分	A　研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援とRA（Research Assistant）などの人的支援を行っているか。			学術研究センター長	学術研究センター長	○研究活動への資源配分に関する規則の整備（行っているか） ○研究活動への物的支援（行っているか）
						食物科学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	食物科学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	○RAなどの人的支援（行っているか）
						心理学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	心理学専攻運営委員 ↓ 生活科学研究科長	
						看護学専攻運営委員 ↓ 看護学研究科長	看護学専攻運営委員 ↓ 看護学研究科長	
			B　研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。			学術研究センター長 ・学術研究センター運営委員会での相互確認や検討を経て評価原案を作成する。	学術研究センター長 ・必要となる事項の所属長や教職員等への要請を含む	○科研費申請数＝チャレンジの評価 ○科研費獲得数＝量の評価 ○科研費獲得額＝質の評価

評価基準　※日本高等教育評価機構「令和9年度大学機関別認証評価受審の手引き」より抜粋						本学の方針		
基準と趣旨	基準項目と評価の視点・自己判定の留意点			エビデンス	判断例	評価実務の責任者	改善実務の責任者	主たる評価対象と観点 ※設定可能な場合は評価指標とその目標値
基準6　経営・管理と財務 大学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するためには、法人全体の中期的な計画を策定し、計画の実施に必要な環境・条件を整えるとともに、計画に沿って事業の意思決定から執行までを検証していかなければなりません。 本基準でいう経営・管理と財務とは、主に法人の運営及び財務活動をいいます。大学に対する社会からの要請などにより、情勢の変化に対応した経営の規律と誠実性、大学の使命・目的の達成に向けての理事会の機能、法人及び大学の管理運営の円滑化とチェック機能の強化などがますます重要になってきています。 学校法人制度の基本理念である自主性と公共性、安定性と継続性を守る上で、財務の役割は重要です。大学独自の使命・目的及び教育研究上の目的の達成を目指す中期的な計画も、適切な財務計画と一体になって初めて実効性を持ち得ます。大学が社会的な信頼を得て着実な発展を遂げるために、財務基盤の確立と適正な会計処理は避けて通れないことです。	基準6－1　経営の規律と誠実性	①　経営の規律と誠実性の維持	A　組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っているか。	指定するエビデンス資料 □ 組織倫理に関する規則 □ 情報公表に関する規則 □ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL □ 私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL □ 内部統制システムの基本方針 □ 内部統制の組織体制を示す図 □ 内部統制に関する規則 □ ハラスメント防止に関する規則 □ 個人情報保護に関する規則 □ 危機管理に関する方針・規則 □ 危機管理に関するマニュアル	□ 寄附行為について、閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-1-①-B） □ 私立学校法第 103、107 条で指定している事項について、作成していない場合、または閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-1-①-B） □ 私立学校法第 151 条で指定している事項について、ホームページで公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-1-①-B） □ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している教育情報について、ホームページで公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-1-①-B）	事務長・庶務課長 法人本部、学長会議、事務管理者会議等で連携しながら評価にあたる。または法人本部にその評価原案の作成を依頼する。以下、同じ	事務長 関係事務部署と連携しながら改善を主導、または副学長や事務局長等に改善を発議する。以下、同じ。	○ガバナンス・コードの点検結果報告
			B　法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。			事務長・庶務課長	事務長	○茨城キリスト教学園コンプライアンス推進規程 ○ガバナンス・コードの点検結果報告
			C　法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。			事務長・庶務課長	事務長	○茨城キリスト教学園内部統制システム整備の基本方針 ○ガバナンス・コードの点検結果報告
		②　環境保全、人権、安全への配慮	A　環境や人権について配慮しているか。			事務長・庶務課長	事務長	○茨城キリスト教学園ハラスメントの防止に関する規程 ○茨城キリスト教学園ハラスメントの防止に関するガイドライン
			B　学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。			事務長・庶務課長	事務長	○茨城キリスト教学園危機管理規程 ○茨城キリスト教学園総合防災訓練 ○緊急防災放送設備点検
	基準6－2　理事会の機能	①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性	A　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。	指定するエビデンス資料 □ 法人の意思決定に関する組織図 □ 予算・決算を承認した際の理事会の □ 議事録 □ 理事を選任する会議体の規則 □ 理事を選任した際の会議体の議事録 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録 □ 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書	□ 理事会の決議を経ずに重要な規則の制定・改正・施行をしている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-2-①-B） □ 理事会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-2-①-B） □ 理事会において、評議員会を招集するための議案などの必要事項を定めていない場合は、「改善を 要する点」として指摘し、公表する。（6-2-①-B） □ 理事の選任について、寄附行為どおりに運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-2-①-C）	事務長	事務長	○茨城キリスト教学園理事会運営規則、理事の出席状況
			B　理事会の運営を適切に行っているか。			事務長	事務長	○茨城キリスト教学園理事会運営規則
			C　理事の選任を適切に行っているか。			事務長	事務長	○茨城キリスト教学園理事会運営規則
		②　使命・目的の達成への継続的努力	A　大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。			事務長	事務長	○第16期中期経営計画
	基準6－3　管理運営の円滑化とチェック機能	①　法人の意思決定の円滑化	A　意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。	指定するエビデンス資料 □ 評議員を選任した際の会議体の議事 □ 録 監事・会計監査人を選任した際の評 □ 議員会の議事録 予算・決算を審議した際の評議員会 □ の議事録 □ 監事監査に関する規則 監事監査計画書	□ 評議員の選任について、寄附行為どおりに運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-3-②-A） □ 評議員会について、寄附行為どおりに職務を行っていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-3-②-B） □ 評議員会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-3-②-B） □ 監事の選任について、寄附行為どおりに運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-3-②-C） □ 監事の職務が適切に執行されていない場合は、その状況に応じて、「改善を要す	事務長	事務長	○茨城キリスト教学園理事会運営規則、茨城キリスト教学園評議員会運営規則
			B　教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。			事務長	事務長	○職員目標面接の実施状況
		②　評議員会と監事のチェック機能	A　評議員の選任を適切に行っているか。			事務長	事務長	○茨城キリスト教学園評議員会運営規則
			B　評議員会の運営を適切に行っているか。			事務長	事務長	○茨城キリスト教学園評議員会運営規則、評議員の評議員会への出席状況
			C　監事の選任を適切に行っているか。			事務長	事務長	○茨城キリスト教学園監事監査等職務規則

評価基準　※日本高等教育評価機構「令和9年度大学機関別認証評価受審の手引き」より抜粋						本学の方針		
基準と趣旨	基準項目と評価の視点・自己判定の留意点			エビデンス	判断例	評価実務の責任者	改善実務の責任者	主たる評価対象と観点 ※設定可能な場合は評価指標とその目標値
			D　監事は、監事の職務を適切に行っているか。		る点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（6-3-②-D） □ 監事の監査報告書の記載に不備がある場合は、内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（6-3-②-D） □ 監事の監査報告書を理事会又は評議員会において審議・決定をしている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-3-②-D）	事務長	事務長	○茨城キリスト教学園監事監査等職務規則、監事の理事会への出席状況、監事の評議員会への出席状況
	基準6-4　財務基盤と収支	①　財務基盤の確立	A　大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。	指定するエビデンス資料 □ 予算編成方針 □ 財務計画書 □ 外部資金導入の実績 □ 資産運用に関する規則	□ 財務状況については、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率を中心に評価し、過去5年間の財務状況及び入学者の推移を勘案して、問題がある場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（6-4-①-A） □ 健全な財務状況でなく、かつ中長期の財務計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-4-③-A）	事務長	事務長	○定量的な経営指標に基づく経営状態の区分（法人全体）
		②　収支バランスの確保	A　収入と支出のバランスが保たれているか。			事務長	事務長	○基本方針および学生確保の目標人数を定め、帰属収入に基づく資金バランスを維持すること。
			B　外部資金の導入の努力を行っているか。			事務長	事務長	○科研費等外部資金獲得
		③　中期的な計画に基づく適切な財務運営	A　中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。			事務長	事務長	○第16期中期経営計画
	基準6-5　会計	①　会計処理の適正な実施	A　学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。	指定するエビデンス資料 □ 経理に関する規則 □ 会計監査人の選任に関する規則 □ 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など	□ 不適切な会計処理があった場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-5-①-A） □ 予算変更について、寄附行為どおりに手続きを行っていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-5-①-A）	事務長	事務長	○学校法人会計基準および学園経理規程
			B　予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。			事務長	事務長	○補正予算編成方針
		②　会計監査の体制整備と厳正な実施	A　会計監査人の選任を適切に行っているか。			事務長	事務長	○学園寄附行為第8章「会計監査人の選任及び解任、職務」
			B　会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。			事務長	事務長	○学園寄附行為第3章第5条
基準A　地域連携・貢献（独自基準）	評価機構が定める六つの「基準」は、大学として基本的・共通的なものです。この六つの「基準」以外に、大学が個性・特色として重視している領域に関しては、大学が独自に「基準」「基準項目」及び「評価の視点」を設定し、自己点検・評価を行うことが求められます。	基準A-1　大学の有する地域連携の方針と組織体制	①　建学の精神を生かした地域連携・貢献の方針の明確化	A　地域に対する貢献のための連携のあり方についてその方針を適切に定めているか		地域・国際交流センター長 地域・国際交流センター運営委員会と連携しながら評価にあたる。以下、同じ。	地域・国際交流センター長 地域・国際交流センター運営委員会と連携しながら改善を主導する。以下、同じ。	○地域連携方針（適切に定めているか） ○地域活動をアピールするサイトのURL（同上）
			②　地域連携・貢献に関する組織体制	A　地域連携・貢献に資する十分な組織体制を築いているか		地域・国際交流センター長	地域・国際交流センター長	○組織体制（地域連携・貢献に資するに十分か）
		基準A-2　大学の有する連携・貢献活動	①　地域社会との連携協力	A　地域貢献のための連携活動を積極的に展開しているか		地域・国際交流センター長	地域・国際交流センター長	○連携自治体数（積極的に展開しているか） ○産学連携プロジェクト数（同上） ○日立学生プロジェクト数（同上）
			②　地域を志向した教育・研究・貢献活動	A　地域を志向した教育・研究・貢献活動が十分に展開できているか		地域・国際交流センター長	地域・国際交流センター長	○教育：「地域協創人材」「多文化協働クリエイター」資格修了者数、正規科目開講数（十分に展開できているか） ○研究：プロジェクト数（同上） ○貢献：プロジェクト数（同上）

評価基準　※日本高等教育評価機構「令和9年度大学機関別認証評価受審の手引き」より抜粋						本学の方針		
基準と趣旨	基準項目と評価の視点・自己判定の留意点			エビデンス	判断例	評価実務の責任者	改善実務の責任者	主たる評価対象と観点 ※設定可能な場合は評価指標とその目標値
	る資源による地域	③　大学間連携	A　他大学と適切かつ効果的に連携・協力しているか			地域・国際交流センター長	地域・国際交流センター長	○いばらき地域づくり大学・高専コンソーシアムの活動（他大学と連携・協力しているか）
		④　多様な社会ニーズに対応する生涯学習などの教育活動	A　多様な社会ニーズに対応する生涯学習などの機会を地域に提供しているか			地域・国際交流センター長	地域・国際交流センター長	○公開講座開講数および満足度（目標値：５点満点中4点以上）（ニーズに対応する機会を地域に提供しているか） ○外部講師派遣講座数（ICH探究授業など）（同上）
	基準Ａ－３　カウンセリング子育て支援センターの地域貢献	①　人員的整備	A　十分な人員的整備ができているか			カウンセリング子育て支援センター長 カウンセリング子育て支援センター運営委員会と連絡しながら評価にあたる。以下、同じ。	カウンセリング子育て支援センター長 カウンセリング子育て支援センター運営委員会と連絡しながら改善を主導する。以下、同じ。	○事務職員数 ○心理相談員数・勤務日数 ○保育支援員数・勤務日数 ○地域相談担当教員数 ○発達相談員（担当教員）数 ○日立市巡回相談員（担当教員）数 ○キャンパスエイド担当教員数
		②　ソフト面の整備	A　地域社会に提供するソフト面の整備はできているか			カウンセリング子育て支援センター長	カウンセリング子育て支援センター長	○FD講習会の開催 ○地域相談カンファレンスの開催回数 ○キャンパスエイドミーティングの開催回数 ○キャンパスエイド拠点高校による連絡協議会への出席回数 ○日立市巡回相談員ミーティング回数 ○子育て支援講座スタッフミーティング回数
		③　連携・貢献対象とその内容	A　連携・貢献する活動対象の選定は社会的ニーズに照らして適切かつ十分か			カウンセリング子育て支援センター長	カウンセリング子育て支援センター長	○連携自治体・組織の数とその内容 ○利用者の人数
		④　予算立ての理由や執行状況	A　予算は適切かつ十分か			カウンセリング子育て支援センター長	カウンセリング子育て支援センター長	○地域貢献活動（地域相談、発達相談、子育て支援の活動それぞれ）に関連した予算額 ○地域への広報活動（チラシ、リーフレット、ニューズレターなどの作成・配布）に関連した予算額
		⑤　成果と課題	A　成果が明確であり、課題把握は的確か			カウンセリング子育て支援センター長	カウンセリング子育て支援センター長	○地域相談件数 ○発達相談件数 ○巡回相談回数 ○子育て支援・発達支援講座数 ○キャンパスエイド訪問回数 ○利用者および利用組織の数 ○利用者および利用組織の満足度 ○各事業に対する研究としての発信数 ○子育て支援や発達支援に関わった学生の学修達成度・児童教育学科の授業との連携数、連携内容 ○生活科学研究科心理学専攻の大学院生の地域相談担当件数および地域相談陪席数
基準Ｂ　グローバル化方針（独自基準）	評価機構が定める六つの「基準」は、大学として基本的・共通的なものです。この六つの「基準」以外に、大学が個性・特色として重視している領域に関しては、大学が独自に「基準」「基準項目」及び「評価の視点」を設定し、自己点検・評価を行うことが求められます。	基準Ｂ－１　グローバル化方針と組織体制	①　建学の精神を生かしたグローバル化方針の明確化	A　グローバル化についてその方針を適切に定めているか		地域・国際交流センター長	地域・国際交流センター長	○グローバル化方針 ○国際交流活動をアピールするサイトのURL
			②　グローバル化方針に関する組織体制	A　グローバル化方針に基づく組織体制を十分に築いているか		地域・国際交流センター長	地域・国際交流センター長	○国際交流事業の状況や成果に関する資料
		基準Ｂ－２　大学の有する資源を活用したグローバル化	①　海外協定校との連携協力	A　海外協定校と適切かつ効果的に連携協力しているか		地域・国際交流センター長	地域・国際交流センター長	○海外協定校数
			②　海外留学生派遣・受け入れ、インターン受け入れ	A　海外への留学生の派遣や海外からの留学生・インターン生の受け入れは適切かつ効果的になされているか。		地域・国際交流センター長	地域・国際交流センター長	○留学生派遣（目標値：５名以上） ○留学生受け入れ（目標値：１５名以上） ○インターン受入人数 ○チャットアワー実施回数 ○留学フェア実施回数 ○留学生オリエンテーション実施回数および満足度（目標値：５点満点中４点以上） ○留学生面談回数および実施率（目標値：学期中１人１回以上） ○国際化のための取り組みおよび学園奨学金給付率の向上（目標値：給付率100%）
			③　グローバル化を志向した教育・研究・貢献活動	A　グローバル化を志向した教育・研究・貢献活動が十分に展開できているか		地域・国際交流センター長	地域・国際交流センター長	○教育：正規科目開講数 ○研究：プロジェクト数 ○貢献：プロジェクト数

評価基準　※日本高等教育評価機構「令和9年度大学機関別認証評価受審の手引き」より抜粋						本学の方針			
基準と趣旨		基準項目と評価の視点・自己判定の留意点			エビデンス	判断例	評価実務の責任者	改善実務の責任者	主たる評価対象と観点 ※設定可能な場合は評価指標とその目標値
特記事項	独自基準のほかに、大学が特筆したい特色ある教育研究活動や事業等を三つまで記述することができます。						副学長	副学長	◯最終段階における全評価項目（特色ある教育研究活動や事業等）